

## 八千代市制限付き一般競争入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、八千代市が発注する建設工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号。以下「財務規則」という。）第124条から第136条までに定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 一般競争入札の対象は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格が200万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が100万円を超える測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・コンサルタント業務等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般競争入札の対象としないことができる。

- (1) 早急に入札を執行する必要がある場合
- (2) 専門性が特に高い場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

### (入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、八千代市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者でなければならない。

2 前項に定めるもののほか、財務規則第2条第1項第4号に定める予算執行者（以下「予算執行者」という。）は、建設工事及び測量・コンサルタント業務等の種類、内容、規模、技術難度等に応じ、次に掲げる事項について、一般競争入札の参加資格を定めることができる。

- (1) 建設工事にあつては、当該建設工事の工種における八千代市工事請負等入札参加業者資格審査基準（平成元年6月1日施行。以下「審査基準」と

いう。) 第9条の規定による等級格付又は建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29の規定による総合評定値

- (2) 建設工事にあつては、当該建設工事の工種における建設業許可区分
- (3) 資格者名簿に登載されている者の所在地
- (4) 配置予定技術者
- (5) 履行実績
- (6) 履行に必要な資格

3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)

第167条の4第1項及び財務規則第124条第1項に該当する者のほか、次の各号に掲げる者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りがあった者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者であつて、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの(国の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの(国の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)
- (4) 八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領(昭和61年3月5日施行)に基づく指名停止措置を受けている者又は八千代市建設工事等暴力団排除措置要領(平成11年11月15日施行)に基づく指名除外の措置を受けている者
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じるものとして、国の調達事案に関し国が行う工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(建設工事の等級格付別発注基準金額)

第4条 建設工事における等級格付別発注金額の基準は、審査基準第10条に規定する等級格付別発注基準とする。

(入札参加資格の特例)

第5条 予算執行者は、市内業者(競争入札の参加資格及び選定に係る市内業

者及び準市内業者の認定基準（平成19年1月29日施行）第2条第1項に規定する市内業者をいう。以下同じ。）の受注機会を確保するため、第3条に定める入札参加資格を満たすと推定される市内業者の数（以下「推定市内業者数」という。）が次表に掲げる予定価格の区分に応じた数以上であるときは、入札参加資格を市内業者に限定することができる。

予定価格	推定市内事業者数
500万円未満	5者以上
500万円以上3,000万円未満	6者以上
3,000万円以上1億円未満	7者以上
1億円以上	8者以上

2 建設工事にあつては、推定市内業者数が前項の表に掲げる予定価格の区分に応じた数に満たない場合は、予算執行者は、当該建設工事の規模、技術難度等を勘案した上で、審査基準別表2に規定する等級を直近下位の等級まで広げることができる。

（入札参加資格の審査）

第6条 1件当たりの予定価格が2千万円（建設工事については5千万円）以上の契約に係る一般競争入札につき、第3条に規定する入札参加資格を定めるときは、八千代市競争入札等業者選定審査会規程（昭和46年八千代市訓令甲第4号）第2条第1項第1号の規定により、八千代市競争入札等業者選定審査会において審査するものとする。

（入札公告等）

第7条 市長は、第2条第1項第1号の建設工事及び同項第2号の測量・コンサルタント業務等（以下「対象建設工事等」という。）を一般競争入札に付するときは、財務規則第126条の規定による公告をしなければならない。

2 前項の公告をしたときは、日刊新聞紙等の報道機関への情報提供及びインターネットによる公表を行うことができる。

（入札参加資格確認申請）

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第125条第1項の規定による一般競争入札参加資格確認申請書を市長に提出し、第3条の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札参加資格の確認)

第9条 契約担当課長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める審査方式により入札参加資格の確認を行い、その結果を財務規則第125条第2項の規定により申請者に通知するとともに、競争入札参加資格者名簿を作成しなければならない。

(1) 予定価格が200万円を超え1億5千万円に満たない建設工事及び予定価格が100万円を超える測量・コンサルタント業務等 事後審査型(第3条の入札参加資格を開札後に審査する方式をいう。以下同じ。)

(2) 予定価格が1億5千万円以上の建設工事 事前審査型(第3条の入札参加資格を開札前に審査する方式をいう。以下同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、施行令第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)の入札参加資格の確認は、事前審査型により行うものとする。

3 事後審査型により入札参加資格の確認を行う場合においては、当該審査は第18条に定める落札候補者に対してのみ行うものとし、入札参加資格があると確認された落札候補者への入札参加資格の確認結果通知は、落札者決定通知(財務規則第134条第2項に定める通知をいう。)をもって代えることができるものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第10条 入札金額の積算に必要な設計書、図面、仕様書等は、第7条に規定する公告日以後速やかに公開するものとする。

(予定価格の決定)

第11条 対象建設工事等を一般競争入札に付するときは、財務規則第127条第1項の規定により、当該競争入札に付する事項の価格の総額又は単価について、あらかじめ予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格は、八千代市事務決裁規程(昭和42年八千代市訓令甲第6号)別表第1第5号に規定する者が決定するものとする。

(調査基準価格等の設定等)

第12条 調査基準価格、失格判定基準価格(八千代市低入札価格調査実施要

領（平成21年11月13日施行。以下「低入札価格調査実施要領」という。）に規定する調査基準価格，失格判定基準価格をいう。以下同じ。）又は最低制限価格（八千代市最低制限価格取扱要領（平成21年11月13日施行。以下「最低制限価格取扱要領」という。）に規定する最低制限価格）を設けたときは，第7条に規定する入札の公告において，その旨を明らかにしなければならない。

- 2 調査基準価格及び失格判定基準価格の設定に当たっては低入札価格調査実施要領により，最低制限価格の設定に当たっては最低制限価格取扱要領により，これらの価格を定めるものとする。

（予定価格書の作成）

第13条 第11条に規定する予定価格及び前条に規定する調査基準価格，失格判定基準価格又は最低制限価格を決定したときは，財務規則第129条第1項の規定により，予定価格書を作成しなければならない。ただし，電子入札においては，予定価格書の作成に代えて，予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

（入札保証金）

第14条 対象建設工事等を一般競争入札に付する場合は，財務規則第130条第1項本文の規定により，入札に参加する者に，その者の見積もる金額（単価による入札にあつては，その者の見積もる金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず，財務規則第130条第1項ただし書きの規定により同項各号のいずれかに該当する場合においては，入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 3 第1項に規定する入札保証金の納付は，財務規則第130条第2項各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができるものとする。

- 4 納付された入札保証金は，財務規則第135条の規定により，入札終了後直ちにこれを還付する。ただし，落札者にあつては，これを契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

（入札の方法及び無効）

第15条 一般競争入札の入札参加者は，財務規則第131条第1項の規定に

より、入札書を作成し、封書にして、自己の名称を表記し、入札の日時までに入札の場所に提出しなければならない。

2 前項の入札書の提出は、代理人によることができる。この場合において、入札書には代理人氏名を明記の上、押印するとともに、財務規則第131条第2項の規定により、委任状を入札前に提出しなければならない。

3 前項に規定する代理人は、財務規則第131条第3項の規定により、同一入札において他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

4 入札者は、財務規則第131条第4項の規定により、他の入札参加者の代理人になることはできない。

5 電子入札においては、前各項の規定は適用せず、八千代市電子入札約款によるものとする。

6 財務規則第132条各号に掲げる入札書は、無効とする。

(見積内訳書の提出)

第16条 入札参加者は、八千代市入札約款及び八千代市電子入札約款の規定に基づき、入札書の提出と併せ、当該入札書に記載した金額の内訳として、見積内訳書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ見積内訳書の提出を不要とされた入札又は次条の再度入札にあっては、この限りでない。

(再度入札)

第17条 予算執行者は、第11条の規定により決定された予定価格に達しない場合において、財務規則第133条の規定により、再度の一般競争入札に付する必要があると認めるときは、再度の入札をさせるものとする。

2 第15条の規定は、前項の場合に準用する。

3 再度入札の回数は、1回とする。

(落札者の決定等)

第18条 事前審査型においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定する。ただし、第12条に規定する調査基準価格及び失格判定基準価格を設けたときは低入札価格調査実施要領に、同条に規定する最低制限価格を設けたときは最低制限価格取扱要領に、総合評価一般競争入札によるときは八千代市総合評価一般競争入札試行実施要領(平成21年11月13日施行)に定めるところにより決定する。

- 2 事後審査型においては、有効な入札をした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とするとともに、落札の決定を保留し、入札参加資格を満たすことを確認した後に落札者として決定する。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- 3 前2項の場合において、落札者又は落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者又は落札候補者を決定する。
- 4 第2項の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと確認された落札候補者の入札は無効とし、その者の次に低い価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札者が決定するまで入札参加資格の確認を繰り返すものとする。
- 5 前各項の規定により落札者が決定したときは、財務規則第134条第2項の規定により、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。
- 6 落札者は、財務規則第134条第3項の規定により、前項の通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。ただし、総合評価一般競争入札により落札者を決定する場合の当該契約又は仮契約の締結に係る期間については、この限りでない。

（入札の延期等）

第19条 入札は、八千代市入札約款及び八千代市電子入札約款の規定に基づき、都合により延期し、又は取り止めることがある。

（入札結果等の公表）

第20条 入札結果等の公表に関しては、八千代市入札結果等公表事務取扱要領（平成11年1月1日施行）の規定に基づき行うものとする。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(八千代市建設工事公募型指名競争入札試行運用実施要領の廃止)

- 2 八千代市建設工事公募型指名競争入札試行運用実施要領(平成15年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、令和2年6月1日以後の制限付き一般競争入札の公告について適用し、同日前に当該公告をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年10月13日決裁)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(八千代市事後審査型一般競争入札実施要領の廃止)

- 2 八千代市事後審査型一般競争入札実施要領(平成30年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の規定は、令和5年1月1日以後の制限付き一般競争入札の公告について適用し、同日前に当該公告をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は，令和 8 年 4 月 1 日以後の制限付き一般競争入札の公告について適用し，同日前に当該公告をした競争入札については，なお従前の例による。